

指定自動車整備事業における「自動車OSSによる変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」に対する継続検査に係る取扱いについて

今般、「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について」（令和3年12月10日付け、国自情第242号、国自整第221号）により、特例を受けた車両に対する継続検査の取扱いが、下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

記

1. 指定自動車整備事業における同一性の確認

指定自動車整備事業規則第7条第2項（自動車検査員の証明）に規定する道路運送車両法施行規則第35条の3第1項第1号（自動車登録番号）の確認については、自動車検査証の備考欄に記載されたプレート番号と車両に取り付けられた自動車登録番号標が同一である場合、事実と相違がないものとみなす。

2. 指定整備記録簿及び保安基準適合標章の記載

1. の取扱いをした場合は、指定整備記録簿の備考欄にプレート番号を括弧書きにて記載すること。また、保安基準適合標章（表）の右上余白部分にプレート番号を括弧書きにてサインペン等により黒色で記載すること。

(参考)

新自動車登録番号標の交付を受けていない車両の記載方法

新ナンバーの交付を受けていない車両の備考欄記載

備考
 [品川], 変更登録, [OSS]
 ナンバープレート未交付 [プレート番号] 札幌599あ4620
 [かい離が発生した日] 令和4年1月7日

●指定整備記録簿

○依頼者の氏名等	(依頼者の依頼事項)	初度登録年月又は初度検査年月
受付年月日 年 月 日		年 月
依頼者の氏名 又は名称及び住所		検査の年月日
		年 月 日
(備考)		
(札幌599あ4620)		
		限定保安基準適合証の番号

備考欄にプレート番号を括弧書で記載

●保安基準適合標章

(表)

保安基準適合標章

年12月11日か (札幌599あ4620)

12月 25日

自動車検査場 品川 599 あ 2049

右上余白部分に
プレート番号を
括弧書きで記載

自動車OSSによる変更登録申請を行い自動車検査証の記載変更を行っていない車両の継続検査について

今般、「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について」（令和3年12月10日付け、国自情第242号、国自整第221号）により、自動車登録番号標の交付の時期を次回車検時まで猶予することとされましたが、自動車OSSにより変更登録申請をしたにもかかわらず自動車検査証の記載変更を行っていない場合は有効期間の更新ができませんのでご注意ください。

自動車OSSによる変更登録申請（引越しOSS）に関するQ&A

【注意】本資料では以下に示す車検証を「暫定車検証」と表現します。引越しOSSによる変更登録申請時に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に旧車検証を郵送した際に運輸支局等から交付される変更後の新車検証（備考欄に旧登録番号が記載されたもの）
※旧ナンバープレート状態での新車検証

Q 1 暫定車検証の効力は正式車検証と同等となるか。

A 1 正式な車検証です。登録ファイル上は、変更登録が完了しており、登録完了後の内容で暫定車検証を交付しているため。

Q 2 引越しOSS利用時は新ナンバーについて希望ナンバーや図柄入りナンバーの選択は可能か。

A 2 可能です。

Q 3 引越しOSSは二輪車も対象とされるか。

A 3 対象外です（OSS申請対象外のため）

Q 4 引越しOSSの軽自動車の対応予定はあるか。

A 4 軽は、現時点で対象外です。（OSSの中間申請に対応できていない）

- Q 5 暫定車検証状態での継続検査や名義変更等の申請は新ナンバーを記入することになるか。(窓口・OSS)
- A 5 申請書類等は基本的に新ナンバーを記載することとし、指定整備記録簿については備考欄に、保安基準適合標章については余白に旧ナンバーを括弧書きにて併せて記載することとします。
- Q 6 暫定車検証状態での記録簿記載は新ナンバーとなるか。(特定・点検・指定)
- A 6 新ナンバーを記載しますが、指定整備記録簿については備考欄に旧ナンバーを括弧書きにて併せて記載することとします。
- Q 7 暫定車検証状態での継続検査の際の保適証記載は新ナンバーとなるか。(電子・紙)
- A 7 そのとおりです。保安基準適合標章には旧ナンバーを括弧書きにて併せて記載することとします。
- Q 8 暫定車検証状態での自賠責保険加入は新ナンバーとなるか。また、引越しOSS申請前に加入した自賠責保険の自賠責証明書の再発行の際は旧ナンバーのまま再発行されるか。
- A 8 (現時点の損保協会回答)
新規加入の場合は、暫定車検証記載のナンバーにて加入いただく運用になると考えます。
証明書の再発行は、ナンバーの変更の申出があったり、保険会社が気づく機会があれば、暫定車検証記載のナンバーに再交付に併せて契約変更することが考えられますが、再発行の申出のみでは、ナンバーの変更には気づかないケースが想定されます。この場合は車体表示のまま再発行されると考えられます。
- Q 9 暫定車検証状態での継続検査や名義変更等の申請時に申請様式に追加で記入が必要になるものはあるか。(窓口・OSS)
- A 9 暫定車検証の備考欄のナンバー(旧ナンバー)を記入する申請はございません。
- Q 10 暫定車検証状態での継続検査や名義変更等の申請時に追加で提出が必要になる書類等はあるか。(窓口・OSS)
- A 10 追加書類はございません。
- Q 11 暫定車検証状態での名義変更(ナンバー変更を含む)の際の取扱いは正式車検証状態と同様となるか。(窓口・OSS)
- A 11 同様の取扱いとなります。

Q 1 2 引越しOSS利用時の新ナンバーの交付を受ける際に追加で必要になる書類等はあるか。

A 1 2 本特例で新たに必要となる書類はございません。

Q 1 3 暫定車検証状態での継続検査時（車両持込：認証工場）の順番は「検査」→「新ナンバー交付」となるか。

A 1 3 「新ナンバー交付」→「検査」の流れでお願いしたい。

Q 1 4 暫定車検証状態での継続検査時（指定整備）の際に指定工場において封印可の場合の取扱いはどうなるか。（旧ナンバー返納と新ナンバー交付を受けるために検査登録事務所に出頭が必要？）

A 1 4 旧ナンバー返納と新ナンバーの交付を郵送で認める特例ではないため、出頭が必要となります。

Q 1 5 暫定車検証状態では自動車税の納付書は新ナンバーで交付されるか。また、5月末までの継続検査においては旧の納付書（旧ナンバー）で受検が可能となるか。

A 1 5 暫定車検証状態では登録ファイル上は、変更登録が完了しているため、それを踏まえた今までどおりの運用となります。

Q 1 6 電子車検証に移行し、引越しOSSを行った後に継続検査をOSSで実施した場合の問題点はあるか。

A 1 6 特例の猶予期間は次回車検時までとしており、当該取り扱いは車検証電子化後もかわらない。

車検証電子化後の取扱いとして、整備事業者にてチップ内の有効期間の書き換えを行うこと（車検を通すこと）はできるが、特例終了により車両法違反の状態となる。整備事業者から所有者に対して、速やかにナンバー交換を行うよう働きかけをお願いしていただくよう協力依頼させていただく次第です。